

～被災した賃貸住宅の再建を支援～

益城町被災民間賃貸住宅 復旧事業補助金

被災した住民の良好な住まいの受け皿を早期に確保するため、熊本地震により賃貸住宅が被災し、当該被災賃貸住宅を解体した所有者が、町内で賃貸住宅を再建する際に、建設費の一部を補助します。

対象者 (下記の全てに該当する必要があります)

- ◆被災前から熊本県内に賃貸住宅を所有していた人
- ◆被災により、所有していた賃貸住宅が半壊以上の被害を受けて解体した人
- ◆益城町内で賃貸住宅を再建し、所有者となる人
- ※上記に該当する人以外でも補助対象になる場合があります(被災時に当人と同居しており、賃貸住宅の経営を引き継いだ人など)。詳細はお問い合わせください。

対象住宅 (下記の全てに該当する必要があります)

- ◆建築基準法および関連法令の基準に適合するもの
- ◆公共事業の補償を受けて新築するものでないこと
- ◆**2020年3月31日までに新築されるもの**
- ◆親族のみを入居させるものでないこと
- ◆他の補助金等の交付を受けていないこと
- ◆社宅や寮でないこと
- ※戸建ての借家も賃貸住宅としての証明があれば補助対象に含まれます。

申請受付は、本年9月30日までです

検討中の方は、早めの申請手続きをお願いします



被災により解体

益城町内に新築

補助金額

- ◆再建した賃貸住宅の床面積 1㎡ 当たり 2 万円
- ◆上限額は 1 戸につき 100 万円、申請者 1 人につき 1,000 万円 ※千円未満切り捨て
- 例) 1 戸当たり床面積が 60㎡ で、1 棟につき 6 戸が含まれる集合住宅を再建した場合は、
60㎡×2 万円= 120 万円 ⇨上限 100 万円
100 万円×6 戸= 600 万円 が補助金額となります。

受付期限

2019年9月30日(月)

受付時間

平日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

受付場所

企画財政課復興企画係(仮設庁舎 2 階)

※申請方法など詳しいことは、お問い合わせください。

企画財政課復興企画係 ☎ 286 - 3223

熊本県益城復興事務所 移転のお知らせ

熊本県益城復興事務所は、県道熊本高森線 4 車線化事業、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業を進めておりますが、4 月 1 日より下記へ移転して業務を行っています。

今後は、皆さまの声がより届く場所にて事業を進めていきますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

■益城復興事務所 移転先住所

〒 861 - 2211

上益城郡益城町大字福原 790 番地
(旧益城中央小学校跡地)

県道熊本高森線 4 車線化事業について ⇨ 街路工務課 ☎ 234 - 7336

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業について ⇨ 区画整理工務課 ☎ 234 - 7314

